

地方独立行政法人大阪産業技術研究所
支援業務利用約款

(目的)

第1条 本約款は、地方独立行政法人大阪産業技術研究所（以下「大阪技術研」という。）の支援業務に関する、利用者と大阪技術研との基本的な合意事項を定めるものです。

(支援業務)

第2条 本約款で対象とする支援業務は、次の各号のとおりとします。

(1) 技術相談

利用者からの技術相談を来所・電話・インターネット等で受ける業務

(2) 依頼試験・オーダーメイド試験

利用者からの依頼に基づき、材料・部品・製品等の各種試験、分析、測定、加工等を行う業務

(3) 装置使用

利用者に、材料・部品・製品等の各種試験、分析、測定、加工等に必要装置を使用させる業務

(4) サポート研究

利用者の要望に応じ、一般的な依頼試験や装置使用等では解決できない課題等について、研究により支援を行う業務

(5) レディメイド研修

大阪技術研が企画したテーマで、講義、実習、実技等により人材を育成する業務

(6) オーダーメイド研修

利用者の要望に対応したテーマで、講義、実習、実技等により人材を育成する業務

(7) セミナー

大阪技術研で得られた研究成果や技術ノウハウを利用者に普及するために、研究発表会、セミナー、講習会、ラボツアー等を開催する業務

(8) 施設使用

産業の支援を目的とする使用に対して、大阪技術研内にある講堂、研修室、会議室等を貸し出す業務

(9) 図書室

工業技術に関する図書の閲覧や文献複写に関する業務

(支援サービスの範囲)

第3条 大阪技術研は、前条の支援業務について、支援業務ごとに定める範囲のサービスを提供します。

(用語の定義)

第4条 本約款に用いる用語を、次の各号のとおり定義します。

(1) 利用者 第7条に定める利用資格を有し、大阪技術研に対し、第2条に定める支援業務の利用の申込み又は利用に関する相談を行った法人、個人事業主又は創業を予定している個人

(2) 第三者 利用者又は大阪技術研に所属する役職員（監事を除く。）以外の者

(3) 中小企業 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に定める中小企業（中小企業者）に該当する法人又は個人事業主

(4) 通信機器 電話、電子メール、WEBサイト、FAX等支援業務の申込みに利用できる機器等

(5) 機密情報 利用者から口頭、書面若しくは電子データにより開示又は提供された物品等及び当該物品等に関する技術情報並びに支援業務実施にあたり知り得た利用者の営業上、技術上の情報

(6) 外部専門家 大阪技術研が委嘱、業務委託する技術的知見を有する者であって、大阪技術研に所属しない者

(7) 申込書 大阪技術研が提供する技術支援の範囲を提示し、また利用者が本約款を含む各条件に同意することを示す書類で支援業務ごとに定めるもの

(8) 料金等 支援業務の利用に際して利用者が負担する料金（手数料、使用料、利用料又は受講料等）又は受託料

(9) 請求書 利用者が支援業務を利用する上で、大阪技術研が利用者に対して請求する料金等を記載した書類

(10) 領収書 大阪技術研が、利用者から料金等を受領したことを証明する書類

(11) 提出物 支援業務の利用に必要な、利用者の製品、部品、材料等及びそれらを機器等に固定する治具、その他資料、データ等利用者から大阪技術研へ提出いただく物品等

(12) 成果物 支援業務実施の結果を報告するための書類等で、支援業務ごとに定めるもの

(13) 成果物関連資料 成果物の一部ではないが成果物に関連して提供する資料文書

(14) 終了 成果物を発行する支援業務においては成果物を発行すること。成果物の発行によらず役務の提供を行う支援業務においては役務の提供を完了すること。

(15) 履行 成果物を発行する支援業務においては成果物を利用者に手交又は送付すること。成果物の発行によらず役務の提供を行う支援業務においては終了と同じ。

(16) 履行日 支援業務を履行した日

(17) 関西広域連合に加盟する府県 滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県及び大阪府

(18) 利用者登録 利用者が大阪技術研を利用するために利用者情報を登録する手続き

(約款の変更)

第5条 大阪技術研は、本約款を随時変更ができるものとします。

2 大阪技術研は、約款の変更前に変更の旨の掲示を行うものとします。

3 変更後の約款は、変更日以降に締結された契約に対して適用されます。

4 利用者は、大阪技術研が変更した約款に同意し、従うものとします。これに従わない場合は、大阪技術研は、支援業務の契約を解除できるものとします。

(設備機器の更新)

第6条 大阪技術研は、設備機器の仕様を随時変更ができるものとします。

(利用資格)

第7条 大阪技術研は、次の各号に該当する者に支援業務の申込み及び利用を認めます。

(1) 日本の法務局に登録されている法人、又は日本居住者(日本に居住する日本国籍者、日本に6か月以上継続して居住する日本国籍以外の者)で安全保障貿易管理制度に関する特定類型に該当しない者

(2) 前号に定める以外の者(非居住者又は特定類型該当者)であって、大阪技術研の関係規程に基づき所定の手続きを経た上で、承認を得た法人又は個人

2 大阪技術研は、前項に該当する者であっても、次の各号の一に該当する場合は、支援業務の申込み及び利用を認めません。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員、大阪府暴力団排除条例(平成22年大阪府条例第58号)第2条第4号及び大阪市暴力団排除条例(平成23年大阪市条例第10号)第2条第3号に規定する暴力団密接関係者

(2) 前号に定める者以外で、大阪技術研が公序良俗に反すると認められた者

(3) 大阪技術研により利用停止の措置を受けている者

(4) 大阪技術研の役員員に対して暴行、暴言、誹謗中傷等を行う者

(5) 米国商務省のエンティティリストに掲載されている者及び当該掲載者に所属する個人

3 利用者は、大阪技術研の要請があった場合、第1項に該当すること又は第2項に該当しないことを確認できる定款等の書類を提出するものとします。

4 前項までの他、必要に応じて支援業務ごとに利用資格を定める場合があります。

(申込み方法)

第8条 利用者が支援業務を利用する際は、原則として利用者が署名又は記名を行った申込書の提出により申込みを行うものとします。

2 前項にかかわらず、支援業務ごとに申込み方法の定めがある場合は、その方法により申込みを行うものとします。

3 大阪技術研は、原則として前項までに定めた以外の方法による申込みを受け付けません。

4 利用者は、本約款に合意したうえで申込みを行うものとします。

5 大阪技術研は、利用者の利用者登録又は申込みをもって利用者が本約款及び支援業務の内容に合意したものとみなします。

6 請求書、領収書や成果物の宛名又は名義は、原則として利用者に限ります。

(契約の成立時期)

第9条 申込書により申込みを行う支援業務については、利用者から提出された申込書を大阪技術研が受領した時点を契約の成立時期とします。

2 前項以外の支援業務の契約成立時期は、支援業務ごとに定めます。

(契約の拒否)

第10条 大阪技術研は、利用者が次の各号の一に該当することが判明した場合は、支援業務の申込みを承諾しないことができるものとします。

(1) 申込書の内容が、故意又は過失の有無にかかわらず、以下のいずれかに該当する場合

ア) 他人名義や架空名義の利用が認められる場合

イ) 虚偽記載、誤記等の事実と異なる記載がある場合

ウ) その他、申込内容に不備がある場合

(2) 利用者が、以下のいずれかに該当するような、国内法令等に抵触する技術開発・製造・販売・成果物の取得を目的として支援業務を利用しようとする場合又は使用されるおそれがある場合

ア) 武器類、銃器類、危険物、毒劇物、化学薬品その他の法令、条例等の規定により所持、携帯、作成することが禁止・制限されている技術・物品・データ等

イ) 著作権その他の知的財産を侵害している、又は侵害するおそれがあると認められる技術・物品・データ等

ウ) 公序良俗に反する技術・物品・データ等

エ) 暴力団等の利益になると認められる、又は利益になるおそれがある技術・物品・データ等

(3) 試験・分析の対象が、以下のいずれかに該当するような、試験・分析を行うことが適切でないと認められるものである場合

ア) 公的機関等により取引に注意が促されている材料や商材

イ) 効能に科学的な疑義が呈されている材料や商材

ウ) 不当な手段で入手した材料や商材

エ) 他社製品の模倣が目的であると判断される商材

(4) 利用者が支援業務を利用するにあたり、その支援業務に限らず、大阪技術研に支払うべき料金を滞納している場合、又は過去に滞納したことがある場合

(5) 利用者が支援業務を利用するにあたり、その支援業務に限らず、過去に大阪技術研から中止措置、契約解除、利用停止を受けたことがある場合

(6) 申込みの時点で、利用者が大阪技術研に対し通信機器により予約を含む利用の申込みを行った後に、利用者の責に帰すべき事由による予約若しくは利用の解除が行われている場合

(7) 利用者からの提出物が人体や環境等に悪影響を及ぼすもの、又は大阪技術研が人体や環境等に悪影響を及ぼすものと判断した場合

(8) 相手方の同意・協力を必要とする試験・研究、個人情報取扱いの配慮を必要とする試験・研究、生命倫理・安全対策に対する取組を必要とする試験・研究等で、指

針・法令等に基づく手続が済んでいない場合

(9) 大阪技術研が支援業務を安全かつ適切に実施するために必要とし、提供を求める情報及び資料について、直ちに開示・提供しない、又は直ちに開示・提供することができない場合

(10) 人員や機器等の確保、及び、大阪技術研が対応していない技術分野等の理由により、依頼内容等に対応した支援業務の提供が困難であると大阪技術研が判断した場合

(11) 支援業務を行うことで、次の可能性があるとして判断される場合

- ア) 公安又は風俗を害するおそれがあるとき
- イ) 建物又は機器類、装置類を損傷するおそれがあるとき
- ウ) 施設の管理上支障があるとき

(12) 個人の趣味や消費者相談等地方独立行政法人大阪産業技術研究所定款第1条に規定する産業技術以外の目的の申込みであると大阪技術研が判断した場合

2 前項に該当しない場合でも、大阪技術研は承諾の義務を負いません。

(権利譲渡の禁止)

第11条 大阪技術研は、支援業務の契約に基づく一切の権利・義務を第三者に譲渡し、又は担保に供する等の処分を行うことを禁止します。

(料金等)

第12条 支援業務の料金は、別途、大阪技術研の定めるところによります。

2 利用者の住所(所在地)が関西広域連合外の場合は、料金等の一部が3割増となります。ただし、関西広域連合に加盟する府県に事業所がある場合、そのことがわかる書類等を提示すれば、関西広域連合に加盟する府県向けの料金等を適用します。

3 利用者には原則として一般向けの料金等を請求します。ただし、一部の支援業務について、中小企業に該当する場合は、中小企業向けの料金等を請求します。

4 利用者には見積書及び納品書の発行は行いません。

5 その他、料金等に関して支援業務ごとの定めが必要な場合は、支援業務ごとに個別に定めます。

(料金等の支払い)

第13条 利用者は、次の各号のいずれかにより料金等を支払うものとします。

- (1) 大阪技術研が指定する銀行口座への振込み
- (2) 現金支払い

2 前項に係る振込手数料等の費用が発生する場合は、利用者の負担とします。

3 料金等の支払期日は、請求書記載の期日(原則、請求書発行日の翌月末)とします。

(利用時間)

第14条 支援業務の利用時間は、原則として大阪技術研の

業務実施日の9時から17時30分までのうち、12時15分から13時までの昼休み時間を除いた時間とします。

2 前項にかかわらず、支援業務ごとに利用時間の定めがある場合は、それに従います。

(秘密保持等)

第15条 大阪技術研は、支援業務について原則として秘密保持契約の締結を行いません。

2 大阪技術研は、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第56条2項において準用する同法第50条の規定により、機密情報について利用者の書面による事前同意なしには、これらを当該支援業務の実施以外の目的に使用せず、かつ第三者に開示又は漏洩しません。ただし、次の各号の一に該当する機密情報についてはこの限りではありません。

(1) 利用者から提供又は開示を受ける前に、既に大阪技術研が所有又は取得していたもの

(2) 利用者から提供又は開示を受ける前に、印刷物等で既に公知となっていたもの

(3) 利用者から提供又は開示を受けた後、大阪技術研の責によらず公知となったもの

(4) 利用者から提供又は開示を受けた後、大阪技術研が利用者に対する秘密保持義務を課されることなく、正当な権限を有する第三者から合法的に取得したもの

(5) 法令の要求に基づき開示しなければならないもの

(6) 行政機関、司法機関等の公的機関からの命令・要請・指示等に基づき、必要な範囲に限り通知・通報しなければならないもの

3 大阪技術研は、前項第5号の開示又は第6号の通知・通報(以下、本条において「開示等」という。)を、次の各号に示すとおりに実施します。

(1) 法令又は公的機関からの要請において、通知を行わないように求められた場合を除き、開示等の要求等をすべき事実及び開示等を予定している内容を利用者に対して通知すること

(2) 適法に開示等を要求された部分に限り開示すること

4 第2項の規定による開示等を行ったこと又は行わなかったことにより利用者が発生する損害について、大阪技術研は一切の責任を負いません。前項の規定により利用者に対して通知を行わなかったことについても同様とします。

5 大阪技術研は、第2項を含めて地方独立行政法人大阪産業技術研究所個人情報取扱及び管理に関する規程(平成29年規程第91号)を遵守します。

(大阪技術研の責務)

第16条 大阪技術研は、善良なる管理者の注意をもって支援業務の契約内容を実施します。

2 第2条で定められた支援業務を、第3条で定めた範囲で実施します。

(利用者の責務)

第17条 利用者は、本約款を遵守するものとします。また、利用者は、利用者が利用する支援業務に関与する者

(利用者の従業員、派遣社員、学生等。以下、この条において同じ。) に対しても、本約款を遵守させるものとし、これらの者による違反行為等の責任を負うものとし、

- 2 利用者は、支援業務の申込みにおいて虚偽記載、記載不備及び誤記のない申込書を提出するものとし、
- 3 申込書の提出の遅延、又は利用者による虚偽記載、記載不備及び誤記により生じる支援業務の実施の遅延、成果物等の誤記又は成果物等の発行の遅延について、大阪技術研は一切の責任を負いません。
- 4 利用者は、大阪技術研への提出書類等は、日本語で作成するものとし、
- 5 利用者は、設備機器及び装置等を操作するときは大阪技術研の指示に従い、善良なる管理者の注意をもって取り扱うものとし、
- 6 利用者、又は利用者が利用する支援業務に関与する者の故意又は過失により設備機器の毀損、汚損、変質その他事故が発生し、大阪技術研又は第三者に損害が生じた場合、その賠償の責任は利用者が負うものとし、
- 7 利用者は、契約の実施にあたり必要な提出物を、決められた期限までに利用者の責任と費用により、大阪技術研の指定する場所に提出するものとし、
- 8 利用者は、大阪技術研が契約実施継続のために必要な提出物の提出を請求した場合、速やかに応じるものとし、
- 9 利用者は、大阪技術研から支援業務の目的、方法、内容及び提出物の内容等について説明を求められた場合、これに応じなければならないものとし、
- 10 利用者、又は利用者が利用する支援業務に関与する者は支援業務を利用中又は利用後、支援業務に関して知り得た秘密を第三者に漏洩してはならず、また支援業務の利用以外の目的に使用してはならないものとし、

(内容の変更)

- 第18条 大阪技術研と利用者の双方の協議・合意により、合理的な範囲において、支援業務の申込内容等を変更又は中止をすることができるものとし、ただし、支援業務ごとに定めのある場合は、その定めに従います。
- 2 前項の規定にかかわらず、大阪技術研は変更又は中止について、承諾の義務を負いません。
 - 3 利用者が申込内容等の変更を希望する場合、直ちにその旨を大阪技術研に通知するものとし、ただし、大阪技術研の承諾がなければ申込内容等の変更又は中止をすることができません。
 - 4 大阪技術研は、すでに着手した部分については原則として申込内容の変更又は中止を行いません。
 - 5 大阪技術研の都合により実施内容の変更又は中止をする場合、利用者に対して通知するものとし、
 - 6 第4項にかかわらず、大阪技術研の都合により変更又は中止をする場合は、すでに着手した部分についても申込内容の変更又は中止を行うことができるものとし、
 - 7 申込内容等の変更により料金等に変更が生じる場合は、利用者は変更後の料金等を支払うものとし、

(大阪技術研の解除権)

- 第19条 大阪技術研は、次の各号の一に該当するときは、支援業務が実施中であっても、直ちに支援業務の実施を中断・中止し、その契約の全部又は一部を解除することができるものとし、
- (1) 利用者が大阪技術研に支払うべき料金等の支払いを遅滞した場合
 - (2) 利用者が法令又は本約款に違反したことが認められた場合
 - (3) 利用者又は支援内容が、第10条の各号の一に該当することが判明した場合
 - (4) 利用者の責に帰すべき事由により、支援業務を実施又は継続できない場合、又は他の利用者が支援業務の利用ができなくなった場合
 - (5) 前各号のほか、利用者の責に帰すべき事由により、その契約を維持することが困難であると大阪技術研が判断した場合
- 2 前項の措置を行う場合、大阪技術研は、利用者に書面をもってその理由を通知することがあります。
 - 3 大阪技術研は、第1項の措置を行う場合、当該支援業務に係る料金等が既に支払われているときには、これを返金しません。また、当該料金等が支払われていないときは、これの支払いを利用者に請求できるものとし、
 - 4 大阪技術研は、第1項の措置を行う場合、前項に定めるもののほか、大阪技術研が受けた損害について、その賠償を利用者に請求できるものとし、
 - 5 大阪技術研は、第1項の措置を行うことにより利用者が受ける損害について、一切の責任を負いません。
 - 6 大阪技術研は、第1項の措置を行うにあたり、その事由が国内法令等に抵触する場合、公益通報を行えるものとし、

(提出物の返却)

- 第20条 大阪技術研は、利用者が支援業務の利用にあたり提出された提出物は、原則として、支援業務の終了後に利用者に返却します。提出物の返却に要する費用は利用者の負担とします。ただし、提出物の性質上返却できないものは返却しません。
- 2 大阪技術研は、前項の規定による提出物の返却にあたり、宅配業者等による輸送が原因で発生した破損、毀損、汚損について、一切の責任を負いません。また、支援業務の利用に際して利用者から提出される提出物についても同様に、一切の責任を負いません。

(記録の保管)

- 第21条 大阪技術研は、成果物の発行を伴う支援業務では、成果物の原本を、別段の定めのない限り、発行後5年間保管します。

(成果物の再発行・謄本の発行)

- 第22条 大阪技術研は、成果物の再発行を行いません。
- 2 支援業務ごとに定めのある場合は、謄本を発行することができます。

(撮影・録音の禁止)

第23条 支援業務について、利用者による大阪技術研敷地内、館内、その他支援業務実施場所、及びWEB相談での撮影及び録音は、禁止の掲示の有無にかかわらず禁止します。

2 前項にかかわらず、大阪技術研の許可を受けた場合は、その許可を受けた範囲内で撮影及び録音ができるものとします。

3 前項により許可を受けた場合でも、利用者は撮影又は録音に際し、次の各号を遵守するものとします。

(1) 安全確保等に必要な職員の指示

(2) 職員、施設・設備、他の利用者等周囲への配慮(職員及び他の利用者等の肖像権等への配慮を含む)

4 利用者が第2項で定めた範囲を超えた録音又は撮影を行った場合、又は前項に違反したと大阪技術研が判断した場合、大阪技術研は支援業務を中断・中止し、契約を解除できるものとします。

5 利用者が第2項で定めた範囲を超えた録音又は撮影を行った場合、又は第3項に違反したと大阪技術研が判断した場合、大阪技術研は、写真、動画、音声等を記録・保存した媒体等を全て没収し、破棄できるものとします。また、大阪技術研は当該措置によって生じた損害について、一切の責任を負いません。

6 大阪技術研は、大阪技術研敷地内及び館内等で撮影された写真、動画、音声等を許可なく第三者に開示又は公にすることを禁止し、写真、動画、音声等の一切の利用行為の差し止めを請求できるものとします。

7 本条の違反により、大阪技術研又は第三者に生じた損害について、大阪技術研は利用者によるその損害の賠償を請求できるものとします。

(知的財産権)

第24条 次の各号に定める知的財産権は、全て大阪技術研又は外部専門家に帰属するものとします。

(1) 支援業務を実施する際に大阪技術研又は外部専門家が配布した資料、著作物、講習・実習内容

(2) 成果物及び成果物関連資料に記載された仕様、手順、工程及び技法、技術等の内容

(3) 大阪技術研が開発・考案した物質、サンプル、技法、測定法、治具等

(4) 大阪技術研が作成した操作マニュアル、図面、イラスト等をはじめとする成果物及び成果物関連資料の著作権

2 前項について、利用者から提供を受けたもので、利用者が知的財産権を有するもの、及び公知のものは除外します。

3 大阪技術研は、著作権法(昭和45年法律第48号)第32条第1項で規定されるものを除き、第1項に定めた大阪技術研又は外部専門家に帰属する知的財産権を、利用者が大阪技術研に無断で複製、転載、転用、引用、利用等することを禁止します。

4 サポート研究により生じた発明、営業秘密、意匠その他の知的財産は、利用者及び大阪技術研に帰属するものとし、利

用者には大阪技術研との間で、知的財産の取扱いに関する契約を締結します。特許出願等をする場合は、利用者及び大阪技術研が共同で出願することとし、出願及び維持に伴う費用は利用者の負担とします。

(結果利用の制限)

第25条 利用者は依頼試験、オーダーメイド試験、装置使用により得られた結果について、大阪技術研の許諾を得ずに利用できないものとします。

2 大阪技術研は、成果物又は成果物関連資料のうち、第24条で示した大阪技術研又は外部専門家に帰属する知的財産権の範囲に含まれるものについて以下の利用を禁止します。

(1) 第24条第1項第1号から第4号に示されたものの利用者の営利目的での利用

(2) 成果物又は成果物関連資料の一部若しくは全部を複写しての利用

(3) 技術セミナー等で配布した資料の一部若しくは全部の引用

3 利用者は、成果物又は成果物関連資料のうち、第24条で示した大阪技術研又は外部専門家に帰属する知的財産権の範囲に含まれるものについて、前項で指定したものを除き、事前に大阪技術研に書面にて申請を行ったうえで大阪技術研から許諾された利用範囲及び期限に限り利用できるものとします。

4 利用者は、大阪技術研の有する機器のうち、校正機関による定期的な校正を受けている機器の校正証明書、校正機関の許諾がある場合に限り複写して利用できるものとします。

5 第2項及び第3項について、利用者が特定し、制限できる範囲での提示と、利用者が特定し、制限できる範囲での提示を目的とした使用はできるものとします。

6 前項について、利用者が特定し、制限できない範囲に漏洩した場合は、利用者が責任を負うものとします。

(名義使用)

第26条 利用者は、支援業務で得られた結果を、利用者が作成する広告物、商品カタログ、その他第三者に提示する媒体(紙面によるもののほか、WEBサイト、ブログ、SNS等を含む。以下、「広報物」という。)に掲載する場合、大阪技術研の名義その他大阪技術研を示す名称、呼称、ロゴマークその他の標章等を使用できません。

2 前項にかかわらず、大阪技術研は、利用者から名義使用(広告物等)の承認申請書により、成果物に記載された結果の利用に大阪技術研の名義を利用したい旨の申請があった場合は、名義の使用を承諾することができるものとします。

3 大阪技術研は、前項の申請に対して、名義使用を承認する場合は名義使用(広告物等)の承認について(通知)を、承認しない場合は名義使用(広告物等)の不承認について(通知)を利用者に対して発行します。

4 前項で名義使用を承諾できる支援業務は、支援業務ごとに定めます。

- 5 第2項の申請をできる期間は、成果物の発行日から5年以内とします。
- 6 名義使用が承諾された場合、承認期間は名義使用承認日から5年以内とします。
- 7 名義使用は、大阪技術研が申込書及び承諾書に基づいて実施した試験等の結果（依頼品名、実施条件等を含む）に対してのみ認め、大阪技術研が行った試験等の結果に対する考察及びコメント等（試験結果から得られる推測、仮定、推論等）に対しては認めません。
- 8 名義使用する広報物の前後又は全体から、大阪技術研が次のいずれかに該当すると判断した場合は名義使用を認めません。
 - (1) 市民や消費者等の第三者に誤解を与えるような試験データの過大評価又は法人が発行した成果物により妥当でないと判断される表現をしようとする場合
 - (2) 製品全体の効果・効能等に関して、「大阪産業技術研究所が実証、認証」等の表現をしようとする場合
 - (3) その他、大阪技術研が試験等の結果の掲載が不適切であると判断する場合
- 9 前項に該当しない場合でも、必ず名義使用を認めることを保証するものではありません。

(賠償等の請求)

- 第27条 大阪技術研は、利用者が第24条、第25条又は第26条に違反したと認められる場合、利用者に対して支援業務の提供を中止するとともに、違反した状態の解消、違反した物品等の回収、訂正広告等の掲載及び損害の賠償を求めることができるものとします。
- 2 大阪技術研は、利用者が許諾を与えた第三者が、第24条、第25条又は第26条に違反したと認められる場合、第三者に代わり、利用者が違反した状態の解消、違反した物の回収、訂正広告等の掲載及び損害の賠償を行うことを求めることができるものとします。

(免責)

- 第28条 大阪技術研の責に帰すべき事由により生じたことが明らかな場合を除き、支援業務の実施にあたり生じた利用者及び第三者の怪我等の事故、損失及び損害については、大阪技術研は一切の責任を負いません。
- 2 大阪技術研は次の各号の一に該当する場合、製造物責任法（平成6年法律第85号）上の責任を含め、利用者に対して一切の責任を負いません。
 - (1) 設備機器、原材料その他の製造業者等に製造物責任法上の責任が生じる場合
 - (2) 修理・保守・校正の役務を提供する者に債務不履行や不法行為、契約不適合の責任が生じる場合
- 3 大阪技術研は、利用者が支援業務により得られた助言・情報・成果物及び成果物関連資料を利用することにより生じた損害について、一切の責任を負いません。
- 4 大阪技術研は、支援業務の実施について、実施内容の妥当性、最新性、確実性、有効性、有用性及びその他利用者の目的への合致を保証しません。
- 5 大阪技術研は、支援業務の実施の結果又はその利用が、

いかなる第三者の特許権、実用新案権、著作権、又はその他の知的財産権等を侵害しないことを保証しません。

- 6 大阪技術研は、利用者の責に帰すべき事由により、支援業務の実施の遅延、成果物の過誤、利用者の利用の中止・中断等が生じた場合、一切の責任を負いません。
- 7 第2項にかかわらず、大阪技術研は、支援業務の実施内容に重大な過誤があり、かつ当該過誤について大阪技術研に故意又は重大な過失が認められる場合には、利用者と協議のうえ次の各号の一により対応するものとします。ただし、支援業務の実施日における標準的な技術から予見困難な内容は、重大な過誤には含まれません。
 - (1) 大阪技術研の費用負担による、当該支援業務の契約内容の再実施
 - (2) 利用者が支払った料金の総額を限度額とした、利用者が被った損害の賠償
- 8 前項の請求は、支援業務の終了日から1年以内に行わなければならないものとします。

(不可抗力)

第29条 大阪技術研は、天災地変、社会インフラ（公共交通機関、通信ネットワーク網等）の事故、外部専門家の事故・急病、その他の大阪技術研の責に帰することができない事由により契約の履行が困難な場合、利用者との協議又は大阪技術研の判断により契約を変更又は解除できるものとします。

(協議)

第30条 本約款に定めのない事項又は本約款の各条項に関する疑義については、両者誠意をもって協議のうえ決定するものとします。

(合意管轄)

第31条 本約款に関する一切の紛争（裁判所の調停手続きを含む）は、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

適用日 令和7年5月7日